（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一四
特殊法人等
厚生年金基金清算人変更関係　二六
会社その他
会社決算公告　三一

本号で公布された法令のあらまし

◇**内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第二四九号）（内閣府本府）

1　特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二八年法律第四三号）の施行に伴い、政策統括官の職務を追加することとした。

2　この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

◇**総務省組織令の一部を改正する政令**（政令第二五〇号）（総務省）

1　総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課を廃止し、同部事業政策課の所掌事務を変更することとした。（第九三条関係）

2　総合通信基盤局電気通信事業部に消費者行政第二課を新設し、同部消費者行政課の所掌事務を変更するとともに、同課の名称を消費者行政第一課に変更することとした。（第九七条及び第九八条関係）

3　総合通信基盤局電波部衛星移動通信課を廃止し、同課の所掌事務を基幹通信課に移管するとともに、同課の名称を基幹・衛星移動通信課に変更することとした。（第一〇〇条及び第一〇二条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**財務省組織令の一部を改正する政令**（政令第二五一号）（財務省）

1　国税庁長官官房に置くことができる長官官房の所掌事務の一部を総括整理する職の数を四人から五人に、課の所掌に属しない事務を所掌する職で課長に準ずるものの数を三人から二人に改めることとした。（第九三条及び第九四条関係）

2　この政令は、平成二八年七月一〇日から施行することとした。

◇**独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令**（政令第二五二号）（文部科学省）

1　独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条の一〇第一項の政令で定める施設として、独立行政法人日本スポーツ振興センターが東京都新宿区霞ヶ丘町（一番、二番、二番地先、三番、三番地先、四番、四番地先、一〇番、一〇番地先及び一五番に限る。）並びに渋谷区千駄ヶ谷一丁目（一五番、一五番地先、一六番及び一六番地先に限る。）及び二丁目（三三番、三三番地先及び三五九番に限る。）の区域において整備する競技場を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**平成二十八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令**（政令第二五三号）（法務省）

1　平成二八年熊本地震による災害を総合法律支援法第三〇条第一項第四号に規定する非常災害として指定することとした。（第一条関係）

2　1の非常災害についての総合法律支援法第三〇条第一項第四号に規定する民事上の法律関係に著しい混乱を生じる恐れがある地区は、熊本県の区域とすることとした。（第二条第一項関係）

3　1の非常災害についての総合法律支援法第三〇条第一項第四号に規定する被災者の生活の再建に当たり必要となる法律相談を実施する期間は、この政令の施行の日から平成二九年四月一三日までとすることとした。（第二条第二項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二五四号）（財務省）

所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一五号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二九年一月一日とすることとした。

◇**毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令**（政令第二五五号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を毒物に指定することとした。（第一条関係）

㈠　（クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

㈡　メタンスルホニル＝クロリド及びこれを含有する製剤

2　次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条第一項関係）

㈠　グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸三・六パーセント以下を含有するものを除く。

㈡　ビス（二―エチルヘキシル）＝水素＝ホスファート及びこれを含有する製剤。ただし、ビス（二―エチルヘキシル）＝水素＝ホスファート二パーセント以下を含有するものを除く。

㈢　ブチル（トリクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤

㈣　二―セカンダリ―ブチルフェノール及びこれを含有する製剤

㈤　無水酢酸及びこれを含有する製剤

㈥　無水マレイン酸及びこれを含有する製剤

㈦　二―メルカプトエタノール一〇パーセント以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二―メルカプトエタノール〇・一パーセント以下を含有するものを除く。

3　次に掲げる物を毒物から除外することとした。（第一条関係）

㈠　二―メルカプトエタノール一〇パーセント以下を含有する製剤

4　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）

㈠　二・二・二―トリフルオロエチル＝〔（一S）―一―シアノ―二―メチルプロピル〕カルバマート及びこれを含有する製剤

㈡　メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一パーセント以下を含有する製剤

5　この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。（附則第二条～第五条関係）

6　この政令は、平成二八年七月一五日から施行することとした。ただし、「毒物」から「容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二―メルカプトエタノール〇・一パーセント以下を含有するもの」を除外する改正及び4については、公布の日から施行することとした。